

船橋市乳児等通園支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業（以下「本事業」という。）の認可に係る審査基準及び本事業の適正な実施に関して必要な事項を定めることにより、認可等の適正化及び事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「設備運営基準」という。）、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号。以下「運営基準」という。）及び船橋市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年船橋市条例第31号。以下「認可基準条例」という。）その他関係法令で使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 認定こども園

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。

(2) 幼稚園

学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいう。

(3) 企業主導型保育施設

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）

第59条の2に規定する仕事・子育て両立支援事業を行う施設をいう。

(4) 障害児

次のアからカまでに掲げる事由のいずれかに該当するこどもをいう。

ア 特別児童扶養手当の支給対象のこども

イ 身体障害者手帳の交付を受けたこども

ウ 療育手帳の交付を受けたこども

エ 障害児通所給付費等の支給決定を受けたこども

オ 心身の発達において支援を要すると市長が認めたこども

カ 医師の診断書等によりアからオに準ずると認められたこどものうち、市長が認めたもの

(5) 医療的ケア児

人工呼吸器を装着しているこどもその他の日常生活を営むために医療を要する状態にあると市長が認めたこどもをいう。

(6) 要支援家庭のこども

関係機関が連携して支援を行う必要があると市長が認めた家庭のこどもをいう。

(事業者の要件)

第3条 本事業を行う者（以下「事業者」という。）が社会福祉法人又は学校法人である場合は、別表1に掲げる要件を満たすこととし、社会福祉法人及び学校法人以外の者が事業者となる場合は、別表2に掲げる要件を満たすこととする。

(実施場所及び事業の必要性)

第4条 本事業の実施場所は、保育所、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業等、企業主導型保育施設、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等、市が適切に事業を実施できると認めた場所とする。

2 本事業を行う事業所（以下「事業所」という。）については、その位置及び定員が船橋市子ども・子育て支援事業計画に適合することを基本としつつ、個別の地域の需要及び周辺施設の整備状況等を踏まえ、設置の必要性があると市が判断するものであること。

(事業所の構造・設備等)

第5条 事業所の構造及び設備については、認可基準条例の定めによるほか、別表4に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(利用定員)

第6条 本事業の利用定員は、事業計画のほか、事業所が位置する地域の就学前児童数及び保育所入所待機児童数等を考慮して設定すること。また、認可基準条例に定める建物、設備及び職員配置に関する基準を遵守の上、年齢別の定員を設定すること。

(実施方法)

第7条 本事業の実施方法は、次の各号に掲げるいずれかによること。なお、事業者は複数の実施方法を組み合わせて実施することができる。

- (1) 一般型（在園児合同実施） 本事業の利用こどもを在園児と合同で受け入れる方法
- (2) 一般型（専用室独立実施） 本事業の利用こどもを専用室において受け入れる方法
- (3) 余裕活用型 …………… 保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）の利用定員に満たない数を活用して受け入れる方法

2 余裕活用型を実施する場合は、空き定員の変動に応じて本事業の受入れ枠が変動することをあらかじめ利用者に周知すること。

（利用対象こども）

第8条 本事業を利用できるこどもは、利用当日において0歳6か月から満3歳未満のこどもであって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 保育所、認定こども園、家庭的保育事業等及び企業主導型保育施設のいずれにも通っていないこと。
- (2) 保護者が乳児等支援給付認定を受けていること。

（事業実施日等）

第9条 事業の実施日及び実施時間は、地域の需要及び受入れ体制を勘案し、市との事前協議の上、事業者が適切に実施できる日時及び年齢区分に応じた定員を定めるものとする。

2 利用時間の設定に当たっては、利用者が30分単位（下限は1時間）で利用できる仕組みとなっていることに留意すること。

（職員）

第10条 実務を担当する幹部職員は、児童福祉に熱意があり、本事業を適正に運営できる者であること。

2 事業者は、実施方法に応じ、設備運営基準に定める職員配置基準を遵守すること。

3 設備運営基準に定める保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者については、次に掲げるいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 子育て支援員研修（地域保育コース・乳児等通園支援事業）を修了した者
 - (2) その他保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者
- （事前面談）

第11条 事業者は、こどもが初めて本事業を利用する前に、保護者（利用こどもも同席することを基本とする。）と面談を実施しなければならない。面談においては、運営基準第4条の定めに従い、事業の内容及び利用に係る重要事項を説明して保護者の同意を得るとともに、こどもの健康状態、アレルギーの有無その他の必要な情報を把握すること。

2 事前面談は、原則として対面で実施すること。ただし、里帰り出産等やむを得ない事情がある場合は、オンラインによる実施を妨げない。

3 保護者は、面談当日に事業者が指定する書類等を持参しなければならない。
（利用の受け入れ）

第12条 事業者は、利用可能枠の範囲において利用の申し込みがあった場合には、当該こどもを受け入れなければならない。ただし、職員配置その他の正当な理由により事業の提供が困難である場合は、具体的な理由を保護者に説明するとともに、市長に報告しなければならない。

2 事業者は、利用を希望する保護者に対し、利用可能日、利用時間、サービス内容及び徴収する金額等について書面によって説明を行い、同意を得なければならない。

（利用者負担額）

第13条 事業者は、本事業の実施に当たり、こども1人1時間当たり300円を標準として利用料を利用者から徴収することができる。利用料は、実際の利用時間にに基づき算定するものとする。

2 給食費、おやつ代等の実費については、利用者の同意を得た上で事業者が定める額を徴収することができる。利用キャンセル時の実費に係る取扱いは、事業者において定めるものとする。

3 事業者が予約時間を超過した利用に係る超過料金を徴収しようとする場合は、運営基準第2条の規定に照らし適切な水準となるよう留意すること。超過料金の単価は1時間当たりの金額とし、市と協議の上決定すること。また超過料金を設定する場合は、重要事項説明等に明記の上、事前面談等において、保

護者に対し丁寧な説明を行い、あらかじめ同意を得ること。

4 チケットキャンセルポリシー（利用可能時間の消費に関するキャンセルの取扱いをいう。以下同じ。）は別紙1に定めるとおりとし、市内の全ての事業者はこれに従わなければならない。料金キャンセルポリシー（キャンセル料の取扱いをいう。以下同じ。）は別紙2に定めるとおりとするが、事業者が独自に定めた場合はその内容が優先して適用される。

5 前項のキャンセルポリシーの内容（事業者が独自に定めるものを含む。）は、事前面談時に保護者に説明し同意を得るとともに、利用者が常に確認できるよう周知しておくこと。

（利用料の減額）

第14条 事業者は、乳児等支援給付認定保護者の申請に基づき、市長が次の各号のいずれかの場合に該当すると認めた乳児等支援給付認定保護者について、前条第1項の利用料を減額することができる。

- (1) 本事業の利用日において、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である場合
- (2) 保護者及び同一世帯員に係る市町村民税の所得割合算額が77,101円未満の世帯、又は市町村民税世帯非課税者である場合（前号を除く。）
- (3) 要支援家庭のこどものいる世帯その他市長が特に支援が必要と認める世帯であって、利用料の軽減が適当と認められる場合（前2号を除く。）

（保育内容）

第15条 保育の内容については、設備運営基準及び運営基準に基づくとともに、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して実施すること。

2 事業者は、こどもの育ちに関する長期的見通しをもった全体的な計画及び個々の利用こどもの実態に応じた個別の指導計画を作成すること。なお、保育所等に併設されている事業所においては、その全体的な計画の一部として位置付けることも可能とする。

3 リトミック教室・英語教室等習い事に類する内容を提供するなど、早期教育の場とすることは適切でない。

（食事の提供）

第16条 給食等の提供は事業者の判断とするが、利用者に対応状況が分かるよう周知を行うとともに、提供を行う場合は、衛生管理及びアレルギー対応等について「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」等に準じて適切に実施すること。

2 食物アレルギーを有するこどもについては、医師の診断及び指示に基づいた対応（生活管理指導表の活用等）を行うこと。

3 利用時間が長時間にわたる場合又は食事時間帯を含む場合は、適宜食事の提供を行うか、利用者にお弁当の持参を依頼すること。

（安全管理及び事故対応）

第17条 事業者は、事業実施に当たり、安全計画を策定するとともに事故防止マニュアルを整備し、定期的な施設内外の安全点検を実施すること。

2 本事業の実施中に事故が生じた際には、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和7年3月21日付けこ成安第44号・6教参学第51号）に従い、速やかに市長に報告すること。

3 事業者は、本事業の実施に際して生じた事故による損害賠償に備えるため、賠償責任保険に加入すること。

4 事前に利用申請があった利用日時において対象こどもの通園が確認できない場合は、保護者に連絡を取り利用の有無を確認すること。特に要支援家庭のこどもの利用がない場合には、関係機関と情報共有し適切な支援を行うこと。

（特別な配慮が必要なこどもへの対応）

第18条 事業者は、障害のあるこども、医療的ケア児その他特別な配慮を必要とするこどもについても本事業を利用できるよう、受入れ体制の整備に努めること。

2 事業者は、特別な配慮が必要なこどもの保護者から利用の相談又は申し込みを受けた場合は、面談等によりこどもの特性及び保護者の状況等を丁寧に把握し、受入れ可能性を検討すること。正当な理由により受入れが困難な場合は、具体的な理由とともに市長に報告しなければならない。

3 障害のあるこども及び医療的ケア児の受入れに当たっては、必要に応じて医療機関、児童発達支援センター等の関係機関と連携し、専門的見地も踏まえた適切な受入れ体制を確保すること。

(要支援家庭のこどもへの対応)

第19条 事業者は、要支援家庭のこどもを積極的に受け入れるよう努めること。

- 2 事業者は、不適切な養育の疑いその他こどもの福祉上支障があると認められる場合には、速やかに市長（こども家庭センター等）又は児童相談所に通告するとともに、関係機関と連携して適切な支援を行うこと。

(個人情報取り扱い)

第20条 事業者は、利用こどもの個人情報を適切に管理し、目的外の利用をしてはならない。

- 2 事業者は、利用こどもに関する情報を関係機関等と共有する場合は、あらかじめ保護者の同意を得ること。

(記録及び報告)

第21条 事業者は、本事業の実施状況について適切な記録を作成及び保管すること。

- 2 事業者は、市長が別に定める様式により、毎月の利用実績等を市長に報告すること。

(特定乳児等通園支援給付費の額の算定)

第22条 特定乳児等通園支援給付費の額の算定については、支援法及び特定乳児等通園支援に要する費用の額の算定に関する基準（令和8年こども家庭庁告示第8号）の定めによるものとする。

(乳児等のための支援給付費の算定に係る基準)

- 2 事業者は、前項に規定する給付費の算定に当たり、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年3月内閣府告示第49号）において必要とされる要件を満たすこと。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

【別表 1】 社会福祉法人又は学校法人が事業者となる場合の要件

社会福祉法人及び学校法人は、それぞれ社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）及び私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）に基づく設立認可並びに継続的な行政監督を受けており、法人の公益性・継続性について一定の担保がなされていることから、別表 2 に定める要件のうち経済的基礎及び社会的信望に係る部分については個別の確認を要しない。ただし、次の各号に掲げる要件を全て満たすこと。

1 欠格事由

法第 34 条の 15 第 3 項第 4 号に規定する欠格要件に該当しないこと。

2 実施場所の確保

(1) 事業所として使用する土地及び建物について、法人が所有権若しくは使用権限（賃借権その他の権原）を有し、かつ、当該事業の実施に支障のない期間にわたりその使用が安定的に確保されていること。

(2) 賃借等により土地又は建物を使用する場合は、原則として事業の継続に必要な期間以上の使用貸借契約又は賃貸借契約が締結されており、当該契約に事業の実施を妨げる特段の制限が付されていないこと。

3 財政上の安定性

法人の決算書その他の財務書類に照らし、本事業の適正な実施に支障を来すおそれのある著しい債務超過その他の財政上の問題がないこと。

【別表 2】 社会福祉法人及び学校法人以外の者が事業者となる場合の要件

1 経済的基礎

(1) 事業者は、本事業を安定的に運営するために必要な経済的基礎を有すること。具体的には、次のいずれかに該当する法人又は個人であること。

ア 直近の事業年度における貸借対照表上の純資産（自己資本）の額が正であること。

イ 本事業に専ら充当できる資金として、事業開始前に概ね1か月分以上の運営費相当額の自己資金を確保していること。

(2) 税金（国税及び地方税）について、未納又は滞納がないこと。

(3) 本事業の実施中に資金不足その他の財政上の問題が生じた場合、速やかに市長に報告するとともに、市の指導に従い適切な対応を講じること。

2 社会的信望

(1) 事業者（法人にあってはその代表者及び役員。以下この号において同じ。）が、社会的に良好な評価を有していること。

(2) 事業者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者でないこと。

3 管理者の要件

(1) 事業所の管理者は、社会福祉事業の管理運営に関する知識若しくは経験を有する者、又はこれと同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であること。

(2) 管理者は、本事業の実施に関し、関係法令及びこの要綱を熟知していること。

4 欠格事由

法第34条の15第3項第4号に規定する欠格要件に該当しないこと。

5 認可条件の遵守

認可を受けるに当たり、別表 3 に掲げる条件を遵守すること。

6 実施場所の確保

別表 1 の「2 実施場所の確保」に定める要件と同様とする。

【別表 3】 社会福祉法人及び学校法人以外の者に対する認可の際の条件

1 報告及び調査への協力

- (1) 市長から認可基準条例、設備運営基準、運営基準その他関係法令の遵守状況の確認に必要な報告を求められた場合は、速やかに応じること。
- (2) 市長が実施する立入調査その他の指導監督に際しては、誠実にこれに協力すること。
- (3) 利用こどもの安全又は適切な支援の確保に関わる重大な事案が発生した場合は、速やかに市長に報告すること。

2 会計管理

- (1) 収支計算書、損益計算書その他の財務書類において、本事業に係る会計を他の事業に係る会計と明確に区分すること。
- (2) 本事業に係る収入及び支出の内容が明確に把握できるよう、適切な経理処理を行うこと。

3 法令及び要綱の遵守

- (1) 認可基準条例、設備運営基準、運営基準その他本事業に適用される関係法令及びこの要綱を遵守すること。
- (2) 市長の改善指導又は勧告を受けた場合は、これに従い速やかに必要な改善を行い、その結果を市長に報告すること。

4 事業の継続

- (1) 本事業を廃止し、休止し、又は重要な変更をしようとする場合は、あらかじめ市長に届け出るとともに、利用こどもの処遇に支障が生じないよう必要な措置を講じること。
- (2) 事業の継続が困難となるおそれが生じた場合は、速やかに市長に報告し、その指示に従うこと。

5 関係書類の保存

利用こどもの処遇の状況、職員の状況、収支の状況その他本事業の実施状況を明らかにする帳簿及び書類を整備し、事業廃止後も一定期間保存すること。

【別表 4】 事業所の構造・設備等に関する基準

区 分	要 件
1 保育室等の面積算定	<p>(1) 設備運営基準第 21 条第 2 号・第 3 号・第 6 号に定める必要面積は、壁芯ではなく有効内法面積で確保すること。</p> <p>(2) 固定式・大型の家具、床面から 140 cm 未満の高さの吊戸棚等は床面積から控除すること。</p>
2 調乳設備	<p>乳児を受け入れる場合は、調乳に対応できる給湯設備を調理設備とは別に設けること。</p>
3 乳幼児用便所	<p>(1) 乳幼児の使用に適した便器及び手洗い場を備えること。</p> <p>(2) おむつ交換台を設置し、プライバシーに配慮した配置とすること。</p> <p>(3) 汚物処理設備を設置し、感染症防止の観点から蓋付きのものとする。</p>
4 食事の提供を行う場合	<p>給食等を提供する場合は、調理を行うスペースを保育室等と区画すること。施設外調理・搬入の場合も、加熱・保存のための設備を保育室等と区画された場所に設けること。</p>
5 設備の安全対策	<p>(1) 保育室等の出入口・扉等に必要に応じて指つめ防止を施すこと。</p> <p>(2) 事業所の出入口は施錠を行い、こどもの飛出し防止及び不審者侵入防止に努めること。</p> <p>(3) ガラス・照明器具・棚等について落下・飛散・転倒防止策を講ずること。</p> <p>(4) コンセントについてはカバー付き又はシャッター付きとする等、安全性に配慮すること。</p>

区 分	要 件
6 在園児との区分（一般型（専用室独立実施））	本事業の利用こどもが使用する専用室は、在園児のための保育室等と壁・扉等により明確に区分し、専用室単独で本表区分1の面積要件を満たすこと。
7 余裕活用型	余裕活用型の場合、設備基準は設備運営基準第25条各号に定める母体施設・事業所の基準による。本事業の利用こどもを加えた合計数が当該基準の面積要件を満たすこと。

別紙 1

船橋市乳児等通園支援事業チケットキャンセルポリシー

このポリシーは、利用可能時間の消費に関するキャンセルの取扱いについて市が定めるものであり、市内で本事業を実施する全ての事業者に適用される。事業者は独自のチケットキャンセルポリシーを定めることはできない。

1 基本的な考え方

利用可能時間の消費（以下「利用枠消費」という。）は、こどもが実際に通園した時間ではなく、予約が確定した時間を基準として算定する。

利用予約をキャンセルした際の利用枠消費の有無は、キャンセルの申し出がなされた時点に基づいて判定する。

2 キャンセルの申し出方法

キャンセルは、原則として「つうえんポータル」上で行うこと。つうえんポータルによる申し出が困難な場合は、事業所に直接電話等で連絡すること。

3 利用枠消費の判定基準

キャンセルの申し出時点	利用枠の消費
利用予定日の前日 23時59分まで	消費しない
利用当日の午前0時以降（当日キャンセル）	予約時間の全時間を消費する （利用があったものとみなす）
事業者都合によるキャンセル	消費しない

※「前日」には、土日祝日を含む。

4 利用当日キャンセル時の相談援助及び記録

当日キャンセルの場合、利用予定であった時間に係る基本単価及び基本単価に加算する一部の額について、給付の対象となる。この場合、事業者は可能な限り当日中に保護者に対して電話等の状況が把握できる方法で相談援助を行い、その記録（連絡日時・キャンセル理由・相談援助の内容）を残すこと。特に要支援家庭のこどもの場合には、関係機関と情報共有し適切な支援を行うこと。

5 時間短縮の場合の取扱い

予約確定後、登園はしたものの保護者都合又はこどもの体調不良等により予約時間より早く帰宅した場合は、実際の利用時間ではなく、予約した全時間分を消費するものとする。

別紙 2

船橋市乳児等通園支援事業料金キャンセルポリシー

1 基本的な考え方

利用料のキャンセル料の取り扱いについては、チケットキャンセルポリシー（別紙 1）における利用枠消費の判定とは独立して下記のとおり取り扱う。

2 利用料のキャンセル料

キャンセルの申し出時点	利用料（キャンセル料）
利用予定日の前日 23時59分まで	徴収しない
利用当日の午前0時以降（当日キャンセル）	徴収しない
事業者都合によるキャンセル	徴収しない

※利用当日キャンセル時の相談援助及び記録・・・チケットキャンセルポリシー（別紙 1）「4 利用当日キャンセル時の相談援助及び記録」に同じ。

3 事業者独自の利用料のキャンセルポリシー

事業者は、本ポリシーとは別に、独自の料金キャンセルポリシーを定めることができる。事業者が独自の料金キャンセルポリシーを定めた場合は、本ポリシーに優先して適用する。事業者の料金キャンセルポリシーは、本ポリシーの定める内容と異なる水準を設定することを妨げない。事業者は、独自のポリシーの内容を事前面談時に保護者に説明し同意を得るとともに、つうえんポータル又は掲示等により常に確認できるよう周知すること。

4 利用キャンセルに伴う実費（給食費・おやつ代等）の取扱い

キャンセルに伴う給食費・おやつ代、その他の実費に関する取扱いは、事業者において定めることとし、その内容について事前面談時に保護者へ周知し同意を得ること。